

第6章

全体基本方針

第6章 全体基本方針

市の抱える課題を克服し、まちづくりの基本理念や目指すべき将来都市構造を実現するために、先に示した将来都市整備の基本的な考え方を踏まえ、まちづくりの基本方針として8項目を設定します。

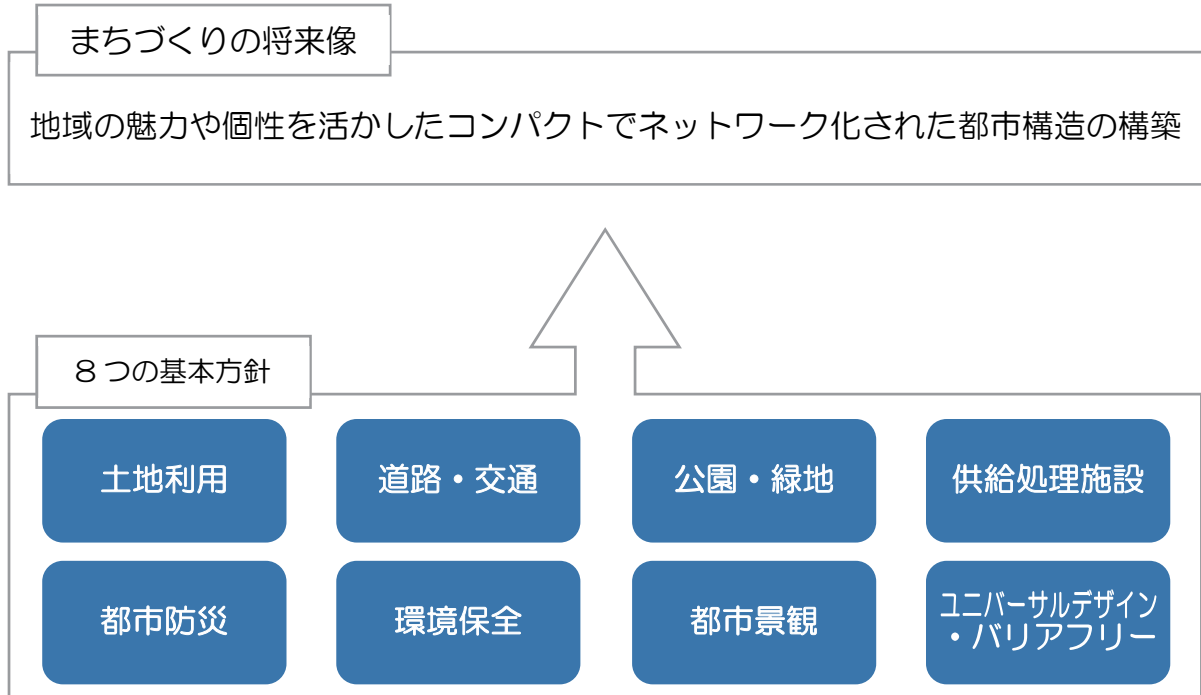


図 6-1 基本方針に設定する 8 項目

1. 土地利用の方針

(1) 住宅地

これまで培われてきた住民生活や東日本大震災以降に新しく編成されたコミュニティを基に、地域特性を活かした、いつまでも住み続けることのできる住宅地、ライフプランに応じた住まいの選択ができる特色ある住宅地を形成します。

◆まちなか住宅地

多様な都市機能を集積し、公共交通等と連携した快適に歩いて暮らせる住宅地を形成します。

◆一般住宅地

道路、公園をはじめとした都市基盤の充実を図るとともに、低未利用地の解消と居住環境の向上を目指す、安全で快適な住宅地を形成します。

◆新興住宅地

低層戸建住宅を中心に、地区計画制度等も活用しつつ形成された統一性のある居住環境を保全し、持続可能なゆとりある住宅地を形成します。

◆地域拠点市街地型住宅地

優良なストックの活用や長寿命化による都市基盤の保全を進め、居住環境とコミュニティの維持・保全を図り、安全で快適な住宅地を形成します。

◆地域拠点住宅地

道路や家庭排水など、生活環境の向上や安全に対する備えにより、安心して住み続けることのできる住宅地を形成し、コミュニティの維持・増進を図ります。

◆その他住宅地

市街化調整区域内の集落地等については、市街化を抑制すべき区域であることを前提に、特に集落環境の改善、地域活力の維持を図る必要がある地区等については、地域特性等を十分に考慮し、地区計画制度等の活用により、田園・自然環境と調和した居住環境を確保します。

また、都市計画区域外の集落地等においては、周辺の自然環境と生活環境の調和を図りつつ、コミュニティの維持・増進を図ります。

<土地利用方針図 ～住宅系～>

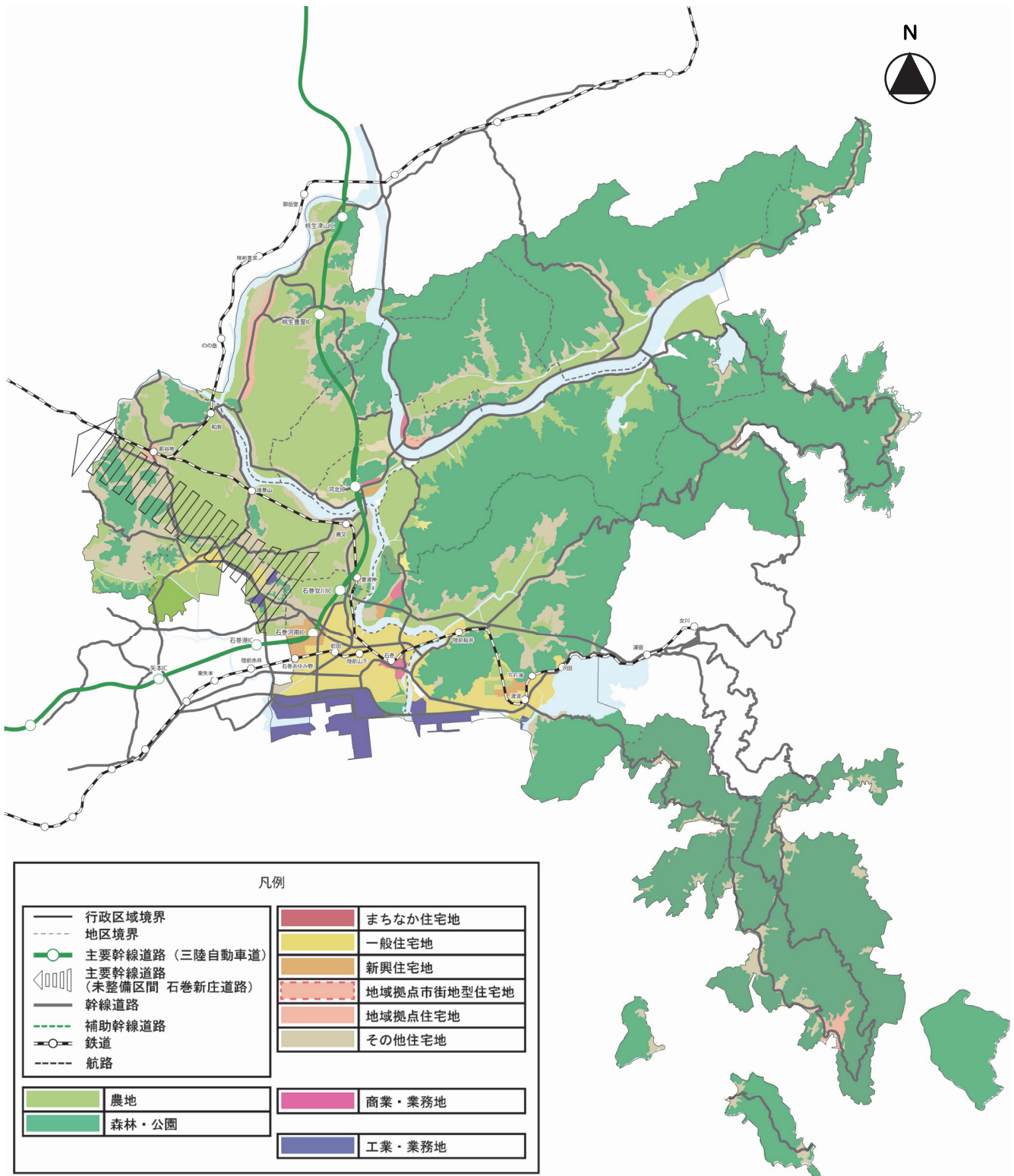


図 6-2 土地利用方針図 (住宅系)

(2) 商業・業務地

立地上の特色ある機能を分担し、相互連携を図ることにより、住民の利便性とまちの活力向上を目指す、市街地形成と一体となった商業・業務地を形成します。

◆まちなか商業・業務地

中心市街地のうち「かわまちエリア」を交流人口の創出拠点と位置づけ、かわまちの歴史や文化などの特性を活かした空間を生み出すことで、まちの顔として賑わいを創出し、住民や観光客の交流促進を契機に活性化を図ります。

また、JR石巻駅周辺は、防災・医療・福祉が一体となった防災拠点及び交通結節点としての機能強化を図ります。

◆広域型商業・業務地

石巻河南IC周辺の新市街地は、三陸自動車道等の広域ネットワークを活用し、市内だけでなく周辺都市からの自動車利用を前提とした多様な娯楽性のあるショッピングゾーンの維持増進を図ります。

◆沿道立地型商業・業務地

幹線道路を活用し、まちなか及び広域型の各商業・業務地との役割分担を図りつつ、自動車の利便性を活かした商業・業務地を形成します。

◆郊外型業務地

南境地区の石巻トゥモロービジネスタウンは、三陸自動車道からのアクセス性も良く、石巻専修大学が隣接していることから、産学官の連携による地域産業の高度化や新たな産業の創出等に向けた施設の集積地区として、企業の意向を踏まえながら、周辺環境と調和した新産業等業務機能の集積を促進します。

<土地利用方針図 ～商業・業務系～>

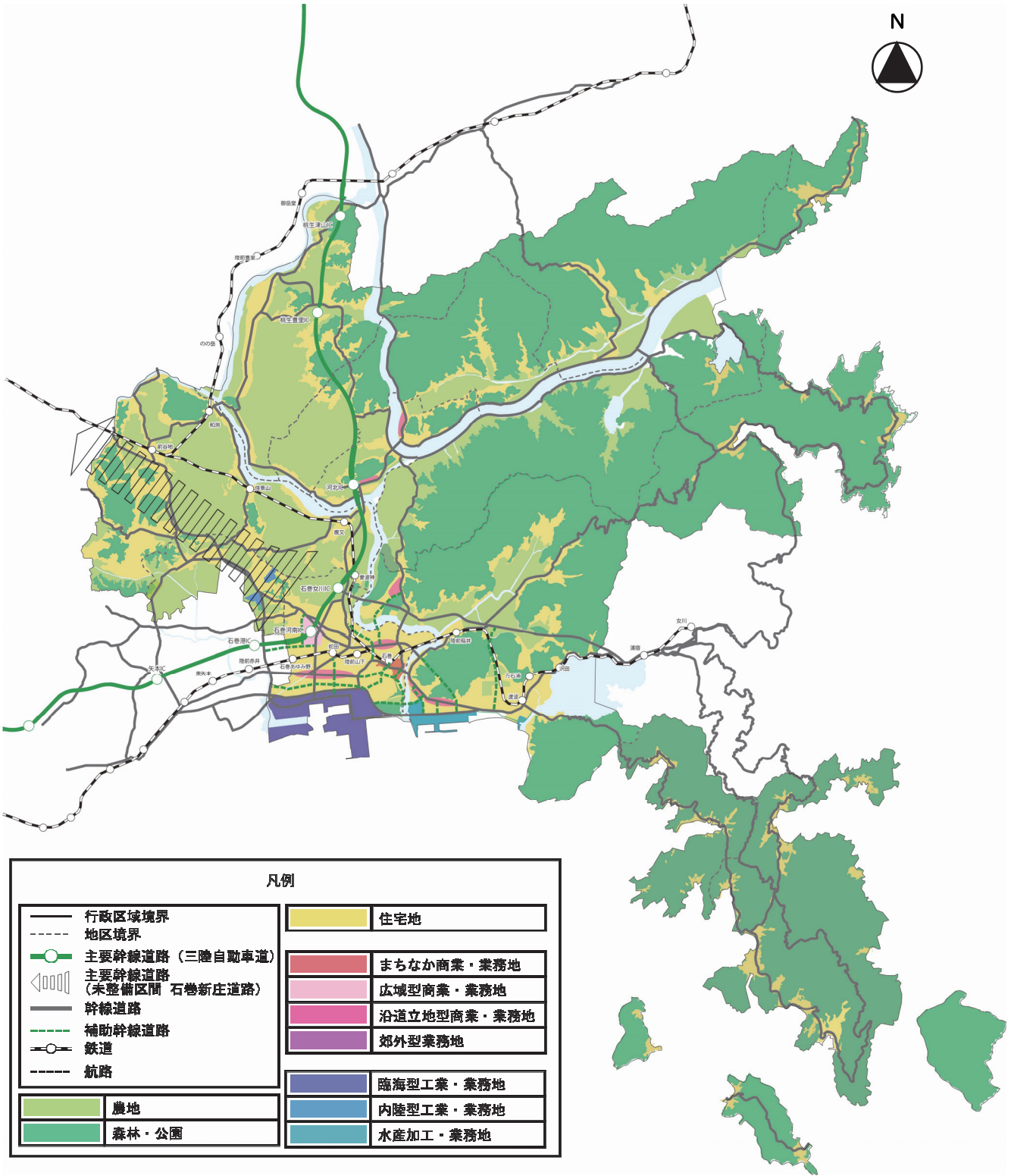


図 6-3 土地利用方針図 (商業・業務系)

(3) 工業・業務地

地域資源と本市の優位性等を活かし、企業による工場等の立地を促進するとともに、地域産業を牽引する活力のある工業・業務地を形成するため、産業基盤の整備を進めます。

◆臨海型工業・業務地

国際拠点港湾と背後地の活用等により、製造業をはじめとした本市の基幹産業の再活性化を目指す、充実した臨海型工業・業務地を形成します。

◆内陸型工業・業務地

三陸自動車道からのアクセス性や津波等の災害リスクが低いといった特性を活かし、災害発生時における早期復旧・復興の拠点となるような、新しい職住近接型の工業地を目指し、周辺環境に配慮した内陸型工業・業務地を形成します。

◆水産加工業・業務地

優良な漁場の保全と流通体制の再構築により、製品の高付加価値化を目指す、石巻らしい水産加工業・業務地を形成します。

(4) 農地・森林

農地は、さらなる農業振興施策の推進により一層の保全に取り組み、食料供給機能のほか、緑地機能、保水機能等の多面的機能を有する農地環境を保全します。

豊かな森林については、今後も維持・保全に努め、環境保全機能、土砂災害防止機能、水源かん養機能、レクリエーション機能等の多面的機能を有する森林環境を維持・増進します。

また、「グリーンインフラ」の考え方を基本に、農地や森林の保全、都市公園や街路樹等の整備及び維持管理により、自然と社会が共生する、持続可能で魅力あるまちづくりを図ります。

グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方

2. 道路・交通の方針

(1) 道路

都市の骨格として、コンパクトなまちづくりを支え、円滑な物流や災害発生時の緊急輸送路として機能するよう、道路・交通網の形成を図ります。

◆主要幹線道路

高速交通体系の整備や利便性の向上に向け、引き続き関係機関との連携を強化し、他都市間との広域的なネットワークを形成します。

◆幹線道路

主要幹線道路へのアクセス道路及びまちの拠点等を結ぶ道路として、関係機関との連携のもと、市内地域間ネットワークを形成します。

◆補助幹線道路

日常生活圏の道路として整備を推進し、地域内ネットワークを形成します。

◆生活道路

歩いて暮らせる環境づくりを念頭に、生活に身近な道路として整備するとともに、私道整備のための整備費補助や狭あい道路の解消に向けた支援制度を充実し、日常生活に便利で安全な道路環境を形成します。

(2) 公共交通

環境への負荷も考慮し、地域の多様な輸送資源を総動員しながら、誰もが安全・安心かつ快適に移動できる公共交通ネットワークを構築します。

◆鉄道

通勤、通学等における利便性・快適性を向上させるとともに、駅周辺については、交通結節点としての機能を強化し、利用しやすい環境を形成します。

◆路線バス・住民バス・乗合タクシー

拠点間の交通ネットワーク機能を拡充するとともに、地域のあらゆる輸送資源と連携しながら、日常生活における市民の移動手段として最適な交通体系を構築します。

◆離島航路

離島と本土を結ぶ不可欠な交通手段としての離島航路を維持し、島民や観光で訪れる人々にとっても、安全・快適で便利な運航体制を形成します。

<道路方針図>

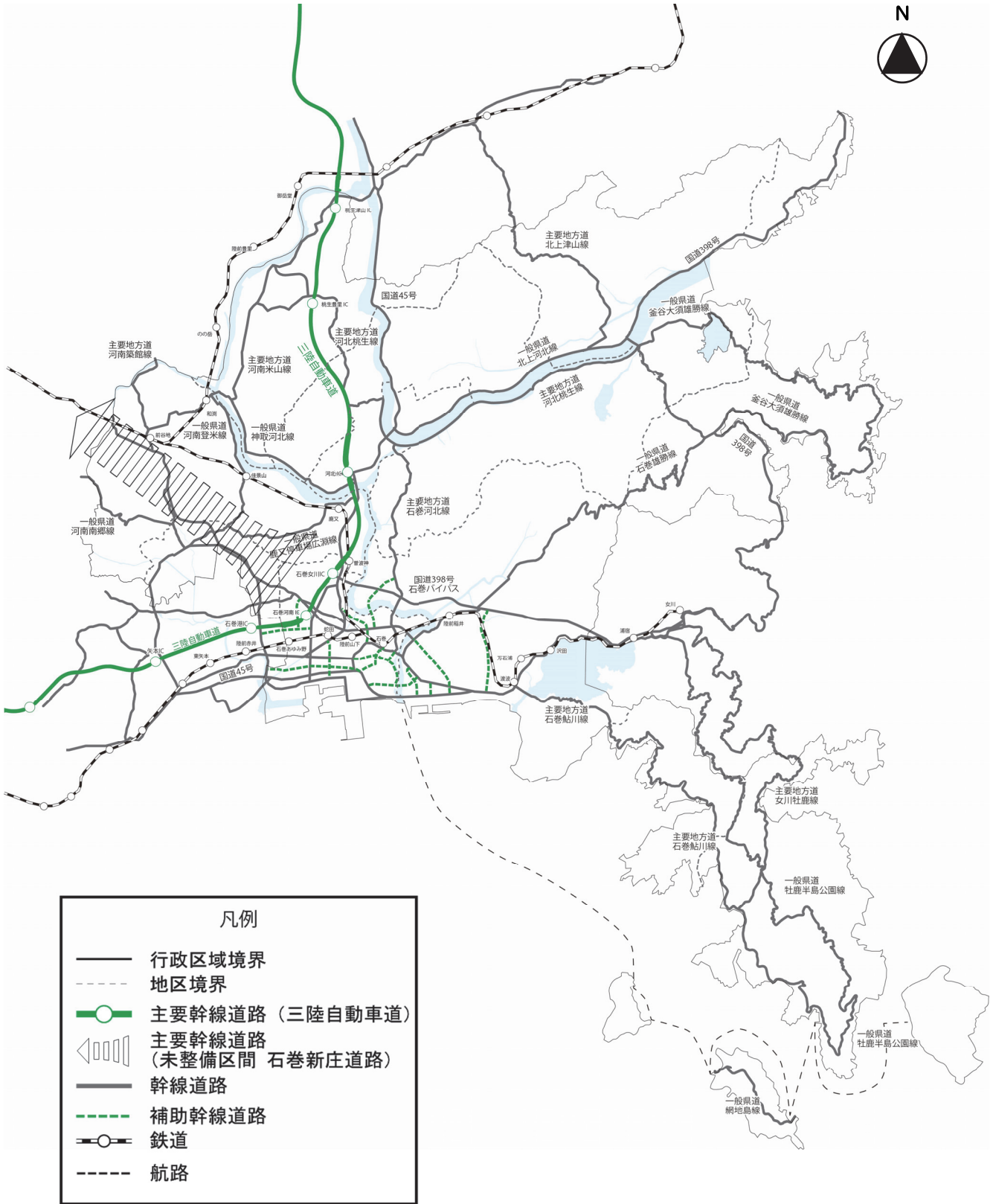


図 6-4 道路方針図

3. 公園・緑地の方針

誰もが安全に利用することができる公園・緑地を適正に配置し、施設の長寿命化に取り組むとともに、市民との協働や公民連携による公園づくりや持続可能な維持管理システムを構築し、市民生活にとって身近で安らげる空間を形成します。

4. 供給処理施設の方針

上水道については、適切な施設・管路の整備及び耐震化を図り、安全でおいしい水が安定供給される環境の形成と災害時等の有事の際には、円滑な給水活動を行えるよう、市と水道企業団の連携を図っていきます。

生活排水処理施設は、集合処理や個別処理など、地域に適した処理施設の整備を推進するとともに、老朽化した管渠等の長寿命化を図り、公共用水域の水質保全と快適で清潔な生活環境を形成します。

5. 都市防災の方針

市民の命を守り、誰もが住み続けられるまちを目指し、ソフト施策とも連携した、安全・安心な都市環境づくりに努めます。

◆水害

近年の気候変動による水害対策のあり方として、河川区域等が中心の対策から集水域を含めた流域全体で対策する「流域治水」への転換を踏まえ、河川改修による無堤地区や未改修区間の解消を促進するほか、排水環境の改善等を図り、水害による被害を最小限に抑えられる、都市空間を形成します。

◆津波・高潮

沿岸部において整備された防波堤・防潮堤を含め、今後の施設長寿命化と施設の拡充など、海岸保全の強化を図るとともに、津波避難タワー・ビルの周知や活用による避難体制の充実等により、災害による被害を最小限に抑えられる都市空間を形成します。

◆雨水

市街地内の雨水処理対策を拡充し、水害に強いまちを形成します。

◆土砂災害

急傾斜地等の土砂災害防止対策として、ハード整備のみではなく、土砂災害警戒区域等の指定を踏まえて、ハザードマップの作成等によるソフト対策により、土砂災害に強いまちを形成します。

◆地震

市街地や集落地の耐震性の低い建物の更新等を促進し、点、線、面上で段階的に都市空間の耐震化や不燃化を図るとともに、緊急避難地や物資輸送路等のネットワークを拡充し、地震被害を最小限に抑える都市空間を形成します。

6. 環境保全の方針

本市の豊かな自然環境を維持・保全するとともに、生活環境の改善を図り、新エネルギーの導入等も図りつつ、持続可能な都市環境の優れた都市空間を形成します。

◆自然

山・森・川・海等の豊かで多様な自然を守り育てるとともに、身近に自然とふれあえる場の創出を図り、自然と共生できる持続可能な生活環境を形成します。

◆水質汚濁

河川や池沼、海洋沿岸部における水質悪化や海洋汚染は、自然環境への負荷も大きいことから、公共用水域の水質保全を図り、水に親しめるような環境を形成します。

◆悪臭・騒音・大気汚染

悪臭や騒音、大気汚染については、監視・測定体制の充実や指導を強化し、快適な生活環境を形成します。

7. 都市景観の方針

道路や公園の緑化、河川や海岸等の水辺空間を保全するとともに、市街地においては、地区計画制度等により、地域の個性や特色を生かした魅力あるまちなみ景観を形成します。

8. ユニバーサルデザイン・バリアフリーの方針

施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えに基づく都市空間の整備を図り、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを推進します。

特に公共交通の結節点となる各拠点エリアにおいて、取り組みを推進することで、まちの住み良さの向上や居住の誘導につなげ、都市の集約を図ります。